

定例会提出議案

第1回市議会定例会、3月4日から25日(会期22日間)まで開催されます。この定例会に提出する条例の制定および改廃案ならびに補正予算案の概要について、市民の皆さんにお知らせします。

条例の制定・改廃案

◆議案第1号

牛久市住井すゑ文学館の設置及び管理に関する条例について

担当／文化芸術課
平成30年1月に市に寄贈された牛久市ゆかりの作家である住井すゑの土地及び建物を、牛久市住井すゑ文学館として令和3年9月に開館及び公開することに伴い、その設置と管理について定めるものです。

◆議案第2号

牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

担当／人事課
安全衛生管理産業医の業務が追加されたことに伴い、その報酬額を改めるとともに、新

たに学校安全衛生管理産業医を区分し、その報酬額を定めるものです。

◆議案第3号

牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

担当／医療年金課
個人所得課税の見直しにより、給与所得控除及び公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振替を行うことに伴い、国民健康保険税の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないよう、被保険者に係る所得等について所要の見直しを行うものです。

◆議案第4号

牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について

担当／高齢福祉課
第8期牛久市介護保険事業計画策定に伴い、

介護保険料基準額の改定を行うものです。

また、個人所得課税の見直しにより、給与所得控除及び公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振替を行うことに伴い、介護保険料

の負担水準に関して意図せざる影響や不利益

が生じないよう、被保険者に係る所得等について所要の見直しを行うものです。

◆議案第5号

牛久市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

◆議案第6号

牛久市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める

条例の一部を改正する条例について

◆議案第7号

牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

◆議案第8号

牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

担当／高齢福祉課

議案第5号から議案第8号までは、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正によるもので、市内の指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支

援事業所、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の人員配置、設備及び運営に関する基準を改正するものです。



◆議案第9号

牛久市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

担当／都市計画課

花水木通りに新しく設置する市営駐車場の名称、位置及び利用料を定めるものです。

◆議案第10号

牛久市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

担当/下水道課

市長の専決処分事項に関する件に規定される市長において専決処分することができる損害賠償の額が20万円以下から100万円以下に改正されたことを受け、議会の同意を要する賠償責任に係る賠償額を20万円を超える額から100万円を超える額へと改正するものです。

◆議案第11号

牛久市下水道条例の一部を改正する条例について

担当/下水道課

平成21年度に茨城県南水道企業団他3団体と上下水道料金の徴収一元化を実施したことに伴い、当市においても延滞金について徴収

しないこととしたため、延滞金徴収の規定を削除するものです。

◆議案第12号

牛久市土地開発基金条例を廃止する条例について

担当/財政課

社会情勢の変化から土地開発基金を活用した土地等の取得の必要性が薄れてきていること、また、土地の先行取得については、公共用地先行取得事業特別会計による取得で足りることから、同基金を廃止するものです。

3月補正予算案

一般会計補正予算

現在の歳入歳出予算額から2億9507万9千円を減額し、予算総額を380億4166万5千円とするものです。主な内容は次のとおりです。

【総務費】

◆公共交通の活性化について検討する

114万円【増額】

新型コロナウイルス感染症の拡大で経営に大きな影響が生じている乗合バス事業者に対する、バス路線維持費補助金の増額。

◆コンピュータとその周辺機器を管理する

3億2735万5千円【増額】

新型コロナウイルス感染症対策の一環として行う、テレワークシステム導入及び庁内無線LAN整備費の増額。

【民生費】

◆障害者へ介護給付費等を給付する

1000万円【増額】

障害者介護給付費の増額。

【土木費】

◆下水道事業会計負担金

2056万円【増額】

国庫補助事業増等に伴う下水道事業会計負担金の増額。

【教育費】

◆奨学金条例に基づき就学を支援する

312万円【増額】

奨学基金積立金の増額等。

◆国民健康保険事業特別会計補正予算

保険給付費等を減額するもので、現在の歳入歳出予算額から2億8266万円を減額し、予算総額を76億4104万2千円とするものです。

◆介護保険事業特別会計補正予算

介護認定審査会費を減額するもので、現在の歳入歳出予算額から1000万円を減額し、予算総額を55億8984万3千円とするものです。

◆後期高齢者医療事業特別会計補正予算

保険給付費等を減額するもので、現在の歳入歳出予算額から2803万5千円を減額し、予算総額を19億5932万3千円とするものです。

額を19億5932万3千円とするものです。

下水道事業会計補正予算

収益的収入及び支出については、流域下水道維持管理費負担金の減額等を行い、収入を944万円減額し16億8633万8千円とし、支出を1億30万8千円減額し15億5741万7千円とするものです。資本的収入及び支出については、国庫補助事業増等により、収入を5710万円増額し10億7274万6千円とし、支出を5900万円増額し14億3462万3千円とするものです。

※議案については、追加または変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。